

教育と福祉の連携課題

－ホームレス障害者の事例から見えるもの－

すず き ふみ はる
鈴 木 文 治

〈要 旨〉

教育と福祉の連携について様々な取組が行われている。特別支援教育の時代になってからは、特に移行支援の観点からの連携の重要性が指摘されている。学齢期前の児童生徒における地域療育センターから特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級への入学段階や、中学校特別支援学級から特別支援学校高等部への進学段階、さらに特別支援学校高等部生徒における学校から社会への卒業段階の課題は、円滑な移行支援のあり方をめぐり、種々のシステムが考案され実施されている。背景にあるものは、特別支援教育の理念の中核となっている個別のニーズへの対応であり、移行支援が単なる引き継ぎではなく、新たな段階を大きな混乱なく乗り越えていくための方策が、福祉と教育の重要な連携課題と見られるようになっていく。¹⁾

例えば、地域療育センターから特別支援学校小学部への入学については、環境の変化に適應することに困難性のある児童が、新しい学校という環境にソフトランディングできるために、入学前の状況を特別支援学校教員が見学し、指導場面の環境を把握し、構造化のための視覚支援カードの共有化を図る等の取組が行われている。²⁾また、学校から社会への移行支援に関しては、高等部での教育全体を通して、実際の社会生活をする上で必要な事柄について身につけるための指導が行われている。とりわけ、移行支援教育の鍵となっている、①職業訓練、②自立生活、③余暇活動、④コミュニティ参加、等が教育目標に掲げられ、特例子会社の担当者が職業アドバイザーになって、作業学習を企業の観点から助言を行い、作業所での校外実習の結果を学校の担任に詳しく伝えて、自立活動への助言をする等、実社会と学校との連携が緻密に行われるようになっていく。

これらは、福祉(家庭)から学校へ、また学校から社会への移行支援教育として、障害のある児童生徒のライフステージでの大きなステップを、スムーズに移行できることのために設定されているものである。

だが、このような移行支援がスムーズに行われず、寄るべき絆からドロップアウトする障害者がいる。ホームレス障害者たちである。なぜ彼らが家庭や施設、会社等から落ちていってしまうのか、社会のセーフティーネットからこぼれ落ちてホームレスになってしまうのか。本論では具体的な事例に基づいて、この点について探ってみよう。

なお、筆者は川崎市南部にある教会の牧師として、20年にわたってホームレス支援活動に

取り組んできた。そこで出会った人たちの中から、障害者と思われる人々との関わりの中で知り得た様々な情報をもとに、教育と福祉の連携課題を探る。

〈キーワード〉

ホームレス障害者 特別支援教育 移行支援教育 個別の教育支援計画
養護学校卒業生の進路追跡調査 教育の分業・協業 教会の路上生活者支援

I はじめに

2007年に実施された特別支援教育は、従来の特殊教育から発達障害を含む様々な教育的ニーズのある児童生徒を対象にし、一人ひとりの個別のニーズに対応した教育システムの構築を目ざすものである。特別支援教育推進のツールの一つである「個別の教育支援計画作成・活用」は、従来の学齢期間に限定される「個別の指導計画」が学校での指導を前提にしたものであり、社会に出て行く段階を想定したものではないことから、移行支援教育の視点を踏まえたものを作成することが求められるようになった。そこで登場したものが、「個別の教育支援計画」であり、ここには学齢期に限定されないで一生涯にわたって相談支援を行うシステムと、学校という場所の限定ではなく、生涯にわたって暮らすことを前提とした地域活動への参加という、縦軸・横軸の視点が与えられている。³⁾

同時に、障害者への支援は教育・福祉・労働・医療等、様々な領域における連携が何より求められる。従来の、学校入学前は福祉、入学後は教育、学校卒業後は福祉・労働という縦割り行政の中で、関係機関の連携が十分ではなかったことが指摘されている。この点の解消を含めて、「個別の教育支援計画作成・活用」が重要視されている。

なお、神奈川県では国の定めた「個別の教育支援計画」の名称を「個別の支援計画」としている。これは教育サイドが中心になって作成するものではなく、各領域での合同作成を意図していることと、神奈川県の教育が、国の対象を限定している「特別支援教育」ではなく、すべての児童生徒を対象にする「支援教育」としていることによる。発達障害を含む障害児のための教育システムではなく、不登校や外国籍、いじめ等の教育課題で困難を抱えている児童生徒のためにも必要なシステムと判断しているからである。⁴⁾

このように教育システムの構築によって、移行期での課題が克服され、スムーズに新たな環境に馴染むことが期待される。

しかし、一方で各領域間の連携の不十分さによって、円滑に移行のできていない人たちがいることが指摘されている。特別支援学校に入学しても不登校になる事例や、高等部卒業後にホームレスになっていく人々たちである。特別支援教育は開始後6年であり、まだ地域の中に定着しているわけではない。また、教育や福祉の現場では、その理念やシステムが十分に共通理解されているとは言い難い面もある。新たな制度の定着にはも

う少し時間が必要であり、いずれはこのような課題は解消していくものと考えられる。

ここでは、特別支援学校卒業後にホームレスになった人たちの事例を通して、教育と福祉の連携課題を探る。なお、これらの事例の多くは特別支援教育の開始前に起こったものであることを付け加えておく。

Ⅱ 障害児の社会参加・自立をめざす教育

1 障害児の社会参加・自立に向けた取組

特別支援学校における社会生活への適応を図るための具体的な取組に触れる。以下に記した指導内容が、各個人の中で定着し、周囲の環境が適切な支援を行うことによって、社会の中からドロップアウトすることを防ぐことになる。

(1) 自立活動

特別支援教育の教育内容に、「自立活動」という領域がある。障害による様々な困難を克服し、その可能性を最大限に伸ばし、社会によりよく適応していくための資質を養うためには特別の訓練等が必要であるとの見解で、1971年の学習指導要領で、「養護・訓練」という領域が新設された。1999年の学習指導要領では、この「養護・訓練」を「自立活動」という名称に変更した。自立を目指した主体的な取組を促す教育活動であることを明確にするためである。

自立活動の目標にはこう記されている。

「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」

またその内容は、次の6区分から成り立っている。

①健康の保持、②心理的な安定、③人間関係の形成、④環境の把握、⑤身体の動き、⑥コミュニケーションである。これらは区分ごとにその内容が網羅されているが、これを指導内容の重要なものと位置づけ、授業を行っている。特別支援教育における自立活動を重要視する理由は、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる状況がある。自立活動の教育は、社会参加・自立のための基本的な要素となっている。⁵⁾

(2) 移行支援教育

① 移行支援教育の概要

移行支援教育とは、障害児のライフステージを見越して、社会参加へスムーズに移行させるための教育である。学校から社会に移行させるための教育といっても良いだろう。

その内容は、職業訓練、自立生活、コミュニティ参加、余暇活動などである。

このような教育が起こってきた背景には、障害のある子どもたちには学校教育だけでは完結されない教育であるとの認識や、学齢期の個別の指導計画(個々の障害の状況に対応した学校における教育計画)には移行教育の観点が含まれていず、社会生活を営む上での基本的な事柄を習得させることが大切であるとの考えに基づいている。例えば、充実した自由時間を過ごすための余暇活動は、保護者の日常的な付き添いを必要としなくなることにより、母子の依存関係を軽減し、自立心を培うことに繋がっていく。単なる娯楽の提供ではなく、自立のための取組に位置づけられている。⁶⁾

② 職業教育

障害のある子どもたちの職業教育は、特定の職業人を育成する教育ではなく、将来の社会参加・自立を目指し、社会人・職業人になるための必要な知識や技能を身につけさせることを意図している。だから、特に大切なことは、A) 身辺処理の確立、B) 集団生活への参加、C) 職業生活への適応の3点を重視している。

職業教育は、様々な作業種を経験させ、働く意欲や体力を育成する作業学習や、実際に企業現場に出て働く経験をさせる現場実習などが特に高等部の時間割では多く見られる。また、近年、キャリア教育という名称で、自分の得意、不得意を知り、自己理解を図りつつ社会人になるために必要な知識・技能を身につけさせ、職業選択に結びつける指導が行われている。

③ 進路先決定

進路先は大きく分けて、福祉施設、訓練機関、就職の3つである。福祉施設には日常的な生活訓練を主とする更正施設、また卒業後の通所を保障する地域作業所がある。訓練機関は1,2年間の職業訓練を行うところである。就職は、ハローワークの紹介による一般企業、親会社の障害者雇用率の算定において親会社の一事業とみなされる特例子会社、作業能力はあるが一般企業への就職が困難な者を対象にした福祉工場、一般就労が困難な者に職場適応訓練を行うところや社会参加や就職を旨とする授産施設などの福祉的就労の4つに分けられる。

障害者全体の就職率は、近年は25%前後である。障害者雇用促進制度や障害者自立支援法による就職支援が働いているが、この数字はなかなか伸びてこない。2005年のアメリカの障害者雇用率は、非重度75.2%、重度30.7%となっていて、重度の障害者の雇用率は日本の障害者全体の雇用率よりもはるかに高い。(SIPP調査：アメリカの社会保障受給調査より)OECD19ヶ国でも障害者全体の40.8%が就労している。⁷⁾

日本では進路先が福祉施設になる割合は依然として高い。障害の重度・重複化がこの

傾向を生んでいるといわれているが、欧米の状況を鑑みるに、障害者の社会参加・自立に対する社会的理解が十分でないことが要因であろう。

④ 専門職の導入

特別支援教育の本格実施にあたり、①障害の多様化への対応、②個々の教育的ニーズへの対応、③社会参加・自立への要請等により、専門職の導入が掲げられた。教育の分業・協業の具体的展開である。

<専門職の職種>

- ア、看護師：医療的ケアを担当する医療の専門家
- イ、理学療法士：身体障害者の動作能力の回復を図るために物理手段を加える療法家
- ウ、作業療法士：障害者の応用動作能力、社会適応能力の回復を図るための療法家
- エ、言語聴覚士：音声、言語、摂食、聴力等の機能向上を図るための療法家
- オ、臨床心理士：心の問題の援助する心理療法家、カウンセラー
- カ、職業アドバイザー：職場適応を図るために学校での指導をアドバイスする専門職

⑤ 個別の教育支援計画の作成・活用

個別の教育支援計画が提言された背景には、教育、福祉、医療、労働等の連携により、乳幼児期から卒業後まで障害者・家族の支援が重要との認識に至ったことである。また、従来は学齢期が終了する段階で教育機関のアフターケアは期待できないという課題に対応することが求められていた。それは障害者基本計画の中で特別支援学校における個別の支援計画の策定が福祉サイドからも明示され、さらにLD、AD/HD、自閉症等の特別なニーズのある子どもへの対応にも言及し、発達障害者への支援が掲げられるようになった。

生まれたときから、学校を卒業し、社会生活をして老いていくまで、すなわち生涯を各専門機関が協働して支援しようとするシステムがこれによって可能になった。従来の縦割り行政やライフステージごとの担当という輪切りの支援が、継続的な支援に変わり、卒業後も支えていく体制が形成されるようになった。このようなシステムこそ、障害者がホームレスにならないために必要なものであろう。

(3) 卒業生の追跡調査から見えるもの～問われる支援のあり方

① 教育委員会の追跡調査

神奈川県教育委員会では、1997年に特別支援学校(盲・ろう・養護学校)の卒業生を対象にした追跡調査を実施した。1992年度から1996年度まで5年間の卒業生約4200人を対象に、卒業時の進路先と変更後の進路先、またそこに至る経緯等についての調査が

目的である。特に、就労した卒業生に焦点を当て、進路先の変更から見えてくる卒業後の支援システムのあり方を検討し、適切なフォローアップシステムを構築することが目的であった。

1997年度に報告された追跡調査の要点は次の通りである。

A) 追跡調査のまとめ

1. 追跡調査の対象	1992年度～1996年度の卒業生約4200人	
2. 調査項目	卒業時の進路先と変更後の進路先	
3. 就労者	276名	
4. 離職率	23.9%	
5. 離職原因	①本人の事情	18.9%
	②経営不振で人員整理	15.2%
	③同僚との人間関係	15.0%
	④働くことへの嫌気	14.5%
	⑤上司との人間関係	11.0%
6. 離職の時期	就職後2, 3年がピーク	
7. 職場や離職の相談(誰から)		
	①保護者	38.4%
	②事業所	33.3%
	③本人	18.1%
	相談する機関(どこへ)	
	①養護学校	71.6%
	②職業安定所	8.2%
	③福祉事務所	8.2%
8. 進路先変更に関わる機関(移動に関するコーディネーター)		
	①養護学校	31.3%
	②福祉事務所	26.3%
	③職業安定所	17.5%
	④就労相談センター	9.4%

B) 追跡調査から見えるもの

特別支援学校の離職率は、中卒者(66%)、高卒者(40%)に比較してかなり低い。これは卒業後のフォローアップのシステムがある程度機能しているからと言えるだろう。す

なわち職場での配慮や家庭での支え、養護学校の職場巡回や事業所との定期的な情報交換が功を奏していると言えなくもない。

ただ、特別支援学校の離職率 23.9%をどう見るか。本人の事情によって離職した事例が多いが、離職せざるを得なかったと判断するか、支える側の取組が弱かったと見るべきなのか。

特別支援教育の時代になり、本人自身の問題より、彼らを取り巻く環境の整備に重点が置かれるようになったことを考えれば、必ずしも本人自身の問題とすることには疑問を持たざるを得ない。環境を改善し、支援のあり方の工夫で離職に至る前に防ぐことができるのではないか。フォローアップの内容、方法、教師の意識を含めた支援システムの再考が求められている。

また、就職後 2,3 年後が離職のピークとなっている。就職後 2,3 年とは会社側も対応になれてきた頃であり、従来のような様々な配慮はもうなくてもいいと考える時期であり、学校側もアフターケア期間の 3 年目が終わる時期と重なっている。つまり個別の配慮が従来に比べて薄い対応になる時期である。学校で言えば、職場定着指導の一環としての職場訪問や家庭での事情聴取から離れていくことになる。養護学校のアフターケアは基本的には 3 年間の期限を限っているのは、毎年増えていく就職者への対応が十分には取れないことがあり、アフターケアの 3 年間でさらに延長して見守っていくシステムの構築が求められている。

離職者の相談は圧倒的多数が養護学校の教員に対して行われている。卒業後であっても、養護学校は彼らの支えとして求められていることは、会社の上司や保護者、親戚や友人とは教員ほどの人間関係は結べないことを示している。この点からも卒業後の支援システムを校務の中に組み込んでいく必要性がある。⁸⁾

② 卒業生の追指導に関する連絡協議会の設置

過去 5 年間にわたる追跡調査の結果を受けて、神奈川県教育委員会では卒業生のフォローアップに関する研究調査の委員会を設置した。それが 1998,99 年度の 2 年間にわたる「卒業生の追指導に関する連絡協議会」である。

協議会の主旨は、追跡調査の分析により、卒業生のフォローアップの課題を整理し、特に関連機関との連携・協働のシステムの確立を図ることであった。この協議会には、教育、労働、福祉、衛生などの領域から代表者が集まり、具体的な対策を立てることが目的であった。この協議会では、多く機関連携の強化について協議が行われ、在校生の段階から教育・福祉・労働・医療が個々人の情報を共有し、日常的な情報交換を行う会議を設定することと、県内にモデル地区を設置して、その取組を全県の会議で提言すること等が諮られ、一定の評価の得られるものとなった。

Ⅲ ホームレス障害者の状況

1 ホームレス障害者の状況

(1) ホームレスの調査(人数)

※厚生労働省ホームレスの実態に関する全国調査

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
全 国	16,018	15,759	13,124	10,890	9,576
神 奈 川 県	1,720	18,04	1,814	1,685	1,509
横 浜 市	649	697	710	691	609
川 崎 市	635	691	666	598	643

ホームレスの人数は年々減少してきている背景には、各自治体のホームレス自立支援例対策が一定の効果を上げていることが挙げられる。例えば川崎市では、2006年に設置された就労自立支援センターの活動によって、3年間で234人が就労したことが報告されている。同年に設置された生活づくり支援センターの活動によって、3年間で133人が就労した。さらに、生活保護受給がスムーズに行われるようになったことも、ホームレスが減少した理由として上げられる。⁹⁾

(2) ホームレス障害者の状況

ホームレスの人々の中に障害者が多く含まれていることは、これまでも様々なところで指摘されてきた。そんな中、池袋駅周辺で路上生活をする人々を対象にした調査結果が新聞報道された。精神科医や臨床心理士らによる研究チームの調査の結果、34%に知的障害があり、精神疾患も四割以上の人に認められたという。このような調査は日本では今までに例がなく、ホームレス支援が職業自立支援とされている現状から、より生活支援に向けた取組が必要であることを示している。¹⁰⁾

アメリカのホームレスの実態調査によると、2010年1月時点で、およそ659,000人がシェルター、あるいは路上で生活していた。前年比より1.1%増加しているが、路上生活者は2.8%増加している。この中で障害のある人はホームレス全体の36.8%にのぼる。アメリカの障害者は全人口の15.3%であることを考えれば、ホームレスの障害率が極めて高い。また、26.2%が慢性的で深刻な精神疾患、34.7%が慢性的薬物中毒とされていて、日本のホームレスとは若干状況が異なっている。¹¹⁾

いずれにしても、ホームレスの中に知的障害、精神障害のある人々が大勢いて、ホームレス対策に障害者の生活支援の視点からの取組が求められている。

(3) 川崎市にある桜本教会の路上生活者支援

川崎市南部にある桜本教会は、1994年からホームレスの支援活動を開始した。直接の

きっかけは横浜市寿町でホームレス支援に関わっている団体から、川崎市のホームレス支援への呼びかけに応じたことである。それ以来、週二回の食事や衣類の提供、様々な相談への対応等、今日まで20年間にわたって支援活動を行ってきた。

桜本教会は川崎市に対して、ホームレスへの施策と対応を求めて交渉を重ねた。陳情署名を13,000人集めて交渉に臨み、その結果としてパン券支給と越冬のために市立体育館の貸し出しを引き出した。当初は「水曜パトロールの会」との共同活動であったが、会が政治活動の団体であることから、教会の取組との違いが生じ、教会単独での活動になった。

その当時は川崎市でもいくつかの教会が支援活動を行っていたが、現在ではほとんどが撤退した。この支援活動を教会が単独で20年間にわたって担ってきた背景には、活動の理念と教会を支える全国的な支援がある。支援活動の理念は、「インクルーシブ教会」であり、どのような人も神の前で平等であり、決して教会から排除しないで、お互いが支え合うという明確な共生観がある。教会にはホームレス以外にも知的障害者、身体障害者、精神障害者、発達障害者、アルコール依存症者、犯罪の更生者、在日外国人等、様々なニーズのある人々が教会に集っている。元々そのような教会であったことが、ホームレスの人々を受け入れる土壌にあったと言える。

桜本教会のホームレス支援の特徴は、「インクルーシブ教会」の理念に基づくものであり、食事の提供を戸外で行う「炊き出し」ではない。会堂内で行う食事づくり、配布・片付けは多くのホームレスとの共同活動であり、食事は全員で食べる。食べる人・提供する人の違いはない。衣類の配布は、ホームレスの人たちが配布方法を自分たちで決め、管理も行う。あげる人、もらう人の区別はない。教会の支援活動では、「炊き出し」の言葉も「交流」の言葉もない。バリアーをなくして共に助け合う「インクルーシブ教会」だから、そのような活動が実践できている。

ホームレスの支援活動に対する地域の反対運動は、活動開始と同時に起こった。街が犯罪集団に占拠されると、町内会の教会排除の決議を持ち込まれたこともある。革新系の市会議員までもが町内会側についてホームレス支援活動の停止を求めてきた。しかし、そんな中で地域の人々に対して、地域教育懇談会でホームレス支援について講演したりして理解者を増やしていき、やがて反対運動も下火になり、さらに協力者も多く現れるようになってきた。戦う教会はインクルーシブ社会の実現に向け、地域変革を実行している。

このような支援活動の中で、多くのホームレス障害者に出会ってきた。彼らを福祉事務所の相談に繋いで、生活保護に結びつけるなどの様々な生活支援を行ってきた。ホームレス障害者の場合には、セイフティーネットである生活保護受給にするだけでは不十分であり、障害者への生活支援のキーパーソンが必要になる。そのような役割を教会が

担ってきている。例えば、金銭やアパートの管理、アルコール依存症の場合は、抗酒剤の定期的服薬、福祉事務所との連絡等である。支援活動を始めて20年になるが、多くの障害者との関わりの中から、現在の福祉制度のあり方を障害者対応の視点から見直す必要性を思わされる。¹²⁾

2 特別支援学校高等部卒業生のホームレスになった事例

(1) 神奈川県立特別支援学校(知的障害)の卒業生

A君はK市の中学校卒業後にY市にある児童養護施設に入所した。家庭に様々な問題があり、児童相談所が親の養育に期待できないと判断したからである。A君は軽度の知的障害があり、中学校の特殊学級に在籍し、そこを卒業した。中学校時代は不登校で学校を休んだ時期もあり、また、非行グループに入って警察に補導されたこともあり、学校への適応が難しかった生徒である。卒業後の進路については、養護学校高等部が適と判断され、家庭の事情で児童養護施設に入所し、そこから養護学校高等部へ通学するようになった。

養護学校では、入学当初は授業もよく理解できる生徒であり、人間関係も良好であり、学級のリーダーとなって活躍した。教師の期待も大きかった。ところが1年生の終わり頃から、学級内のいじめが起こり、その加害者として注意を受けることが多くなった。彼のいじめの対象は、障害の重い生徒であった。彼の話聞く担任には、自分はこんな学校に来たくはなかった、こんな障害者と一緒の授業はもう嫌だと言った。もちろん、今から養護学校を中退して行かれるところがあるわけではない。担任はここでしっかり勉強して、卒業後に就職することを目指すことで、彼の学校生活の目標を与えた。

高等部2年になると、彼の不適応は一層顕著になってきた。学校では授業に集中することもなく、教師の指示に逆らうことも多くなり、女性の教師にはすごんだりすることもあった。施設でも目を離すと何をするか分からないと、指導員の注意が彼に集中するようになった。

11月、彼は施設から逃げた。手荷物は衣類を入れたバッグが一つ、2千円入った財布だけ。そう何日もまた遠くまで行かれるはずがない。学校も施設も行方不明になった彼を捜した。家出の予感がなかったわけではない。学級の生徒にはもうここには戻らないと数日前から語っていたという。

行方不明から2週間後、養護学校の校長が私を訪ねてきた。彼は、私の教会にこの生徒が出入りしていないかと尋ねた。この生徒は実家が川崎にあり、交友関係も川崎に限定される。ひょっとしてホームレスの群れの中に紛れているかもしれない、と。

その写真の生徒に見覚えがあった。ただ、こんなに若くはない。誰か別の人ではないかと。しかし、写真を預かり、教会に持って帰った。次の木曜日、彼は多くのホームレ

スに紛れて教会に来た。すぐに校長に知らせ、川崎の児童相談所の職員が2名教会に来て、彼を無事に保護した。

後に彼はホームレスになった経緯を語った。彼は施設を抜けた後、川崎に戻って、公園の周辺をぶらぶらしていると、ホームレスがここで泊まっても良いぞと言われ、そのまま公園に住み着いた。もう寒くなってきたが、ホームレスのおじさんは親切で、暖かな衣類も食事も与えてくれた。木曜日と日曜日には教会へ行って食事や衣類、日用品をもらった。このままでどうなるかと思ったが、学校や施設に戻るよりはいいと思った。

[考察]

A君はなぜホームレスになったのか、また学校生活での充実感を持たせられなかったのか。考えられることは、A君にとって養護学校で生活することに納得できていなかったという点である。養護学校は障害の重い子どもたちが多く、学級のリーダーの役割を求められる。先生の補助の仕事が回ってきて、軽度の子どもは手をかけられないこともあり、彼個人のニーズに十分に答えられない状況がある。そのような役割や自分の置かれた状況を喜んで受け止める子どもたちもいる。中学校では不登校だった生徒が、見違えるように元気に活動する姿は多く見られる。だが、A君にとっては一時的には納得しても、そうはならなかったのだ。彼の生育歴を見ると、養護学校の優しい教師ではもの足りない部分があったのかもしれないと考えられる。比較的障害の重い子どもたちに目が配られて、その対応は真綿にくるむように、無理をさせない教育環境がある。それが彼にはかっただく思えたのだろう。優しく包み込むよりは、時には厳しく突き放し、課題に挑戦させる指導が、彼には必要だったのかもしれない。軽度の知的障害、中学校時代の非行歴、甘えたり受け止めてくれる家庭環境ではないことへの反発と人間不信。そのような育ち方をしたA君には、もう少し違う対応が求められたのかと思う。

子どもへの対応は一律ではない。個々のニーズに合わせた指導が求められる。非行の子どもたちには毅然とした対応と、同時に許し受け入れる心の寄り添いが必要なのだ。養護学校や特殊学級が楽しいところでなければ、子どもたちの安定は図れない。ここが居場所であること教育活動全体を通じて教えることだ。同時に社会人になるための社会のルールや人間関係のあり方を時には厳しく教えることも大切であろう。

また、中学校の特殊学級の指導のあり方も考える。卒業後の進路として養護学校を選択する場合、この学校で学ぶ意味や卒業後の将来展望を指導をしてきたのか。行く学校が他にないから、ここに行けと決めつけたことはなかったか。本人が納得しないで入学したのならば、それは進路指導の失敗と言うことになる。進路先として養護学校を選択する場合、何度も納得するまで、本人と保護者を養護学校に連れて行き、授業を見せることが大切である。15歳の子どもに自らルールを敷くことは難しい。大人がリードしなければならない。最終的に本人が納得するまで。

写真とは違うA君の様子を見た私は、たった2週間であったが、大きく成長したように思えた。ホームレスとはいえ、生活者の主体である。自分が判断し、行動することができた2週間は、彼にとって学校や施設では味わうことのできなかつた自由と責任の大きさを知った日々ではなかったか。そしてホームレスのおじさんたちとの交わりは、命令し禁止し、断定する大人たちとは違って、対等のつきあいを感じさせるものだったのだろう。

A君はこうして再び、養護学校と施設に戻っていった。この話には後日談がある。

それから3年ほど経ったある日曜日の朝、神奈川県警の警察官が教会を訪ねてきた。A君の動静を探りに来たのだ。彼が何をしたかは言わないだけに、私の中に様々な思いが膨らんでいった。21歳になるA君に何があったのか。どんな事件を起こしたのか。彼は突っ張るが強くはない。虚勢を張ってみるが、押されれば押し戻すことはない。事件を起こしてもパシリにしかねない。

私は障害者が犯罪者になる例をいろいろ見てきた。判断力がないことから、犯罪を行うと言われる。だが、実際はそうではない。彼の生育歴の中にその原因はあるのだ。養育の力を欠いた親、いつも馬鹿にする学級の生徒、決して心から受け止め、認めてくれない大人たち。認められず褒められることなく、叱られることばかりだった過去の辛い経験。それが人に対する不信感や自尊心の欠如に繋がっていく。それが何かの機会に突然爆発する。世の中には障害者は恐いという人が多くいる。だが、障害は犯罪の直接の要因ではない。過去の失敗経験、人との信頼関係が築けなかったことが犯罪を起こすまでになるのだ。そう考えれば、彼を障害者としてではなく、一人の人間として信頼関係を作り、社会人になるようにしてこなかった周囲の人こそ、問われるべきではないのか。

少年犯罪でよく示されるのは、彼らが何らかの発達障害を持っていて、それが原因で犯罪に至ったという構図である。実際に犯罪前の生活実態の調査結果から見ると、それらしきものがあったことを窺わせている。だが、発達障害が犯罪を引き起こすのではない。生きにくさ、社会適応が難しい者が、その生育歴の中で抱え込んだ辛さや悲しさの固まりが、突如爆発するのだ。それが自分に向かえば自殺や自傷になり、他者に向かえば犯罪となる。人から馬鹿にされ、ののしられ、相手にされず、片隅に追いやられた長年にわたる歪んだ生活が、限界を超える。そこに至るまでのトラウマが背景にある。これは普通の人々が犯罪に至る経緯と少しも違わない。そこに至るまでに周囲の大人たちは何をしてきたのかが問われる。問題はその点ではないのか。「自己責任論」が大手を振ってまかり通る時代では、このような考え方は少数意見かもしれない。そしてむしろ、少年犯罪の重大さに直面した大人たちが、普通の人であっては困る、こんなことは障害者にしかできないと思いたいという感情が働いている。だから少年犯罪は発達障害が根底

にあるとの見方が固定しているのだろう。これらがさらに障害への偏見や差別を生んでいく。

障害者がホームレスに、そして犯罪者になる。その背景には彼自身のことではなく、周囲の大人が何をしたか、何を支援しなかったかが問われるべきではないのか。

(2) 東京都立特別支援学校(肢体不自由)の卒業生

ある日、東京の養護学校の進路担当者が卒業生のBさんが教会に出入りしていないだろうかと問い合わせをしてきた。年齢は29歳。右足を大きく引くずり歩く。相手の言うことは理解できるが、自分から話すことはない。聞かれれば首を立てに振るか、横に振って意思を示すという。私はホームレスの人々の中に、最近では若い人も増えてきたが、20代と思える人はいない。だが、足を引きずる人は何人もいるし、意思表示の難しい人もいる。一度教会を訪ねて、顔写真で確認したいと答えた。

東京都品川区にある養護学校は、肢体不自由養護学校である。肢体不自由、つまり身体の動きに障害のある子どもたちの学校である。かつては身体の障害だけで、知的には何の問題もなく、大学受験する子どもたちもいたが、近年は重度・重複化が進み、知的障害やその他の障害を併せ持つ者が増えてきている。脳性まひや筋ジストロフィ、二分脊椎など、立つこと、座ることも自力ではできず、寝たきりで全介助の子どもたちも多い。また、医師法に定められた医療行為は、医師に限られているが、在宅の障害者には親がその行為をすることが認められている。最近になって、学校に看護師が配置され、主治医の指示によって医療行為が行われようになって、ようやく保護者はその負担から解放されるようになった。それまでは、医療行為のために、保護者は学校に留まっていたのである。痰の除去、導尿などの医療行為を看護師が教員の連携で行っている。

私は、そのような養護学校を卒業した人が、ホームレスの群れの中で生活しているとは信じられなかった。詳しくは教会に行き説明するという事なので、詳細は分からなかったが、足を引きずっても歩くことができるのだから、肢体不自由としては軽度であり、相手の言うことは理解できるということは、コミュニケーション能力があると判断した。もっと知的に高ければ、学校で「準ずる教育」、つまりいくつかある教育課程の中でも、同年齢の子どもたちの教育を受けることもある。小学校5年生や、中学2年生の教科書を使用しての授業を受け、大学進学や就職する子どもたちの教育課程である。だがこのような教育は受けてはいなかったのだろう。

養護学校の進路担当者は3日後にやって来た。彼はBさんの生い立ちや今までの経緯を語った。Bさんには脳性まひがあり、小学校入学前の就学指導では、肢体不自由養護学校入学を勧められた。肢体不自由だけでなく、言語の障害があって話せないこともあるからだ。だが、知的には大きな遅れはないが、知的障害のあることも明白であった。

そこで、地域の小学校ではなく、養護学校入学が適と判断された。

しかし、保護者は養護学校を拒否して、地域の小学校の通常の学級に通学させたいと言った。地域の子どもたちから隔離した養護学校ではなく、障害のない子どもたちの中で学ばせたいという統合教育の考え方によったものである。東京都の教育委員会ではこの保護者と何度も話し合い意向を確認し、地域の小学校の通常学級への入学を許可した。

東京都が一旦養護学校適とした判断を覆したことには、いくつか理由がある。第一に、障害が軽度で表出言語がなくても、指示言語はよく理解できて、行動面でもゆっくりではあるが確実にできること。第二に、集団生活でも特に問題はなく、人との関係も良好であること、第三に、母親が病気がちで学校への送迎はできない時もあるが、2歳年上の姉がいて、弟をいつも可愛がっており、登下校には付き添うこと、また近所に親戚がいて何かあればすぐに学校に駆けつける体制が取れること、第四に、何よりも本人が小学校に行きたいと強い希望を持っていること、であった。

いずれにせよ、彼は地域の小学校の通常の学校に入学した。だが、それは2年間しか続かなかった。2年目の2学期になり、学級内にいじめが起こった。B君が標的にされた。彼は穏やかな性格の子であったが、行動面では緩慢な面があり、誰かがいつも見守ることをしてきた。ほとんど生活面では自立していたが、それでも介助する場面はあった。いじめは、それまで他の誰よりも彼の面倒を見ていた女子によるものだった。見えないところでつねったり、足を踏んだり、無視したりした。彼女は学級のリーダーであったので周囲の子どもたちは黙って見るしかなかった。B君が登校を渋るようになって、親も担任もいじめに気がついた。

いじめの事実を確認して、両方の保護者を学校に呼んで話し合った席で、いじめの側の母親はこう言った。「今までどれだけ面倒を見てやったと思うの。B君のおかげで、勉強が進まないし、あんな子につきあっていると陰口を言われるし、うちの子も傷ついているのだ」と。

その場は、いじめの側の親が最後には謝り、子どもに反省させると言った。担任は自分の指導が行き届かなくて申し訳ないと親に謝罪した。

しかし、B君の保護者は家に帰って、障害のある我が子が通常の学級では他の子どもたちへの負担があることや、理解されないでいじめに遭うことを考え、最終的には本人の気持ちを確認した上で、特殊学級へ移籍することを考えた。こうして、B君は3年生から特殊学級に移った。ところが特殊学級に行ってもいじめは起こった。隣の5年生の学級はほとんど学級崩壊状態であった。とぼっちりが特殊学級にやって来た。大柄な男子生徒たちが特殊学級へ勝手に入り込み、教材や教具で遊びだし、そこにいる子どもたちに暴力を振るうようになった。学校全体が落ち着かなくなり、何度も保護者会が開かれたが、事態は改善しなかった。

B君の親は、5年生になって養護学校に移ってきた。彼はそこでようやく安住の地を得た。彼は言葉はなかったが、学級のリーダーとなって活躍した。高等部卒業の時には、保護者は養護学校の教育に感謝し、最初から入学していれば良かったと言った。彼はバスで通える地域作業所に通うことになった。卒業してから、彼は養護学校に何度も遊びに来た。よほど養護学校の生活が楽しかったのだろう。

卒業後10年ほどして、B君が作業所に行きたがらないと言うようになったと、母親から学校に相談があった。進路担当者は卒業して何年も経っているのでB君のことはよく知らない。家に行って何があったのかを聞いても返事をしない。彼は言葉では答えられないのだ。そこでいろいろ質問するうちに、どうやら彼に辛く当たる人がいることが分かってきた。作業所の指導員であるという。

作業所に行って話を聞いた。4名いる作業員の中で、常勤で主任をしている人から事情を聞くことができた。非常勤の指導員で少し言葉の乱暴な人がいる。Bさんは動作が遅く、作業手順も覚えが悪くて間違えることが多い。受注作業の製品作りがはかどらない原因は彼にあると厳しく指導することもある。手は挙げていない。今後よく注意すると。

Bさんには作業所には理解してくれる人もいるから、大丈夫だよ、安心して働きなさいと、先生は言った。

それから半年も経たないうちに、Bさんは行方不明になった。その日は朝行きたくないとぐずったが、母親がなだめて送り出し、バス停で見送った。それから彼は消息を絶った。行方不明となって1年になる。

彼の生い立ちや辛い経験も知った。私は受け取った写真からでは、現在は来ていないが、他の人に聞いてみると答えた。

翌日やって来たホームレスの写真を見せた。すると彼のことを知っているという人が何人か現れた。もう1年も前になる、教会にも来ていたという。2,3回だと思うから、先生が分からないのも無理はない。衣類をもらうときに、名前と欲しい物を書いたが、呼ばれたとき、質問に答えられずにいたという。

今はどうしているか分からないが、川崎にいればホームレスの人たちはここに来るから、もう川崎にはいないのではないか。教会に来ていたことは判明した。だが、今はどこでどうしているか分からない。そのことを養護学校に伝えた。

それから1年ほど過ぎたある日。再び養護学校から連絡があった。Bさんが亡くなった。警察からの連絡で、水死体として多摩川に浮かんでいたBさんを発見したという。水死体になった原因は不明とのことだった。

[考察]

Bさんは養護学校を卒業後10年間作業所に通った。その後ホームレスになり、そして

亡くなった。Bさんがホームレスになるまでには、たくさんの苦しいことがあった。小学校時代のいじめは、作業所の厳しい指導と重なって見えたのだろう。いじめの経験も作業所の辛さもなければ、家出もせず、ホームレスにもならなかったのだろう。

障がいのある子どもたちは、周囲の環境に適応することが難しい。それを本人の努力不足と決めつけるのではなく、周囲の人たちが上手に適応できるようにしなければならない。さらに、幼少時からのいじめやバカにされる経験の中で、否定的な自己理解に落ちていくことは容易に想像される。また障害が軽度であることは、他者との比較がしやすいため、自尊心が育ちにくいということもある。

特に、Bさんの場合には、小学校の通常の学級、特殊学級、養護学校は何段階もの教育機関を経験してきたが、一貫した系統性ある「障害理解教育」にこそ求められるものではなかったか。自己の障害について正しく理解することは、学校卒業後の生活をする上で何よりも大切なものではなかったか。同時に学校であれ福祉施設であれ、かつていじめにあって苦しんだBさんの胸中を思って正面から受け止めるキーパーソンの存在が必要ではなかったか。障害者を作業能力の観点からしか見ないのではなく、人間関係の温かさを分かち合える人こそ、望まれる人材ではなかったのか。また養護学校側の卒業後のアフターケアのあり方も課題になっている。卒業後3年間ほどの養護学校でもアフターケアをする体制は整っているが、その後についてはシステムとして整備されていない。Bさんはそのような状況でホームレスになっていった。

(3) 横浜市立特別支援学校(知的障害)の卒業生

Y市のある校長から私に相談がかけられた。3年前の卒業生が行方不明になってもうじき2年になる。どこを探しても見つからない。どうしたらいいのかと。

卒業生のCさんには知的障害があり、高等部卒業後、授産所に通っていた。授産所は比較的障害が軽度で、作業が中心の日常生活となっていて、すぐには就職が難しくても、何年かの訓練次第では就職ができる、そんな人たちが入っている。ところがCさんは授産所2年目に入った頃から、様子が変わってきたという。落ち着きがなくなり、作業に集中することが難しくなってきた。指示を出しても聞いていないような素振りをする。元々そんなに作業能力が高いわけでもなく、親が将来の就職を目指したいという強い希望を持っていたので、授産所に入った。授産所は入所待ちの人たちが大勢いる。簡単に入所できるところではなくなってきたからである。入所者の障害が重くなってきて就職で抜けていく人が少なく、そのため待っている人が増加している。そんな状況で入所できたのは、本当にラッキーというべきだった。

その授産所の生活にやる気をなくして、落ち着かなくなった。授産所ではなく、生活訓練を日課としている更正施設に変えた方が良いのではないか。そんなことを授産所と

学校側、そして保護者と相談していた矢先のことであった。突然、彼はいなくなった。授産所から帰るべき家には戻らなかった。夜になって保護者と授産所の職員が帰路を中心に探した。警察にも届け出を出した。次の日も次も日も探し回る日が続いた。

彼は話すことができる。相手の言うことも大概分かる。言語によるコミュニケーションは可能である。ただし相対すれば、障害があると人は理解する。誰かが声をかけてくれれば。そのことに期待して周囲の者は何かの情報を待った。待つて待つて2年が過ぎた。障害者の行方不明は、警察や鉄道の駅、バス会社にも網を張られる。それでも出てこなかった。

私は今まで探せる場所はほとんど探し尽くしたというが、ホームレスの人々の中を探したのかと聞いた。えっ、まさか、という顔をして、いや探してないという。私は自分の経験から、ホームレスの群れを探すべきだと提案した。川崎は私の教会で当たってみる。横浜の寿町、東京の山谷と新宿を探してみることになった。そして私には後日Cさんの写真が送られてきた。見覚えがなかった。教会に来ている人たちにも見せたが、知っている者はいなかった。こうして気になりながらも何もできないまま、数ヶ月が過ぎた。

校長から電話が入った。Cさんの居場所が分かった。新宿で路上生活をしていると。それは新宿のホームレスを東京都が追い出す騒動の最中、彼の横顔がはっきり写ったのを旧担任が見つけた。ニュースで大きく取り上げられた騒動は、他にも見ていた教員がいて、確かにCさんだと明言した。

それからの動きは速かった。すぐに警察に連絡を取り、新宿警察署に写真を持ち込んで捜索してもらうことにした。3日後、彼は保護された。だが引き取りに向いた親と授産所の職員、旧担任の前で、Cさんは帰りたくないとはっきり言った。未だかつてこんなにもはっきり物を言ったことがなかっただけに、一同啞然とした。しかし、路上生活をさせておくわけにはいかない。無理矢理車に乗せて帰ろうとすると、泣きながらいやだと叫ぶ。再び説得。車に乗せると嫌がって大暴れ。この繰り返しであったが、親がそれならもう帰ってこなくていいという、おとなしくなった。彼はそのまま親と離れ、授産所に連れて行かれた。授産所には宿泊施設はなく、ショートステイの施設に移された。

父親が翌日授産所にやってきて、家族の意向で彼を入所施設に入れたいと言った。2年間の路上生活の後では、家族との生活はすぐには難しい。彼が不在であることの上に家族の人間関係が出来上がっている。彼のはいる余地はなかった。そこでショートステイでしばらく様子を見てから決めることで合意した。

Cさんは2週間のショートステイの後、更正施設に入所した。その結論を出すまでに、旧担任と福祉事務所のワーカーで情報交換があり、特に彼と家族の関係が明らかにされた。

Cさんに障害があると分かったとき、両親はひどく落ち込んだ。子どもの障害を受け止めようとはしなかったという。それでも最初の子どもとしっかり育てようと思い始めた頃、弟が生まれた。兄と弟の能力差は歴然としていた。いつしか親は弟を可愛がるようになり、兄はあまり手をかけないようになった。学齢期になると、弟は養護学校に行っている兄を露骨に馬鹿にするようになった。親もそれに対して何も言わなかった。こうして、家族関係の中でCさんはよそ者扱いをされるようになった。特に母親は弟と一緒に出かけることを好んだ。Cさんが一緒に連れて行かれることはなかった。その傾向は、授産所に通うようになってから、一段と強くなった。家族でCさんのことを心にかける人はいなかった。

旧担任は彼の生育歴を語り、Cさんは家に帰りたくなかったのではないかと。路上生活は家のなかったCさんのほっとする生活、望んでいた姿ではなかったのか、と。ホームレスはCさんにとって最も居心地の良い場所となっていたのではないかと。

[考察]

障害のある人たちがホームレスに転じていく過程は様々である。しかし、本来守られるべきはずであり、人間関係の温かさのあるべき家庭がその役を果たさない場合に、彼らには居場所がなくなる。家という場所があっても、それは心や和らげるものにはならない。学校が辛い場所と感じる子どもたちは不登校になる。家が辛いと思われる場所になれば、そこから逃げ出したいくなる。Cさんのホームレスは、文字通り「ホームレス」の家からの逃避であった。

また、障害のある子どもたちの兄弟姉妹関係の問題もある。家族内の様々な葛藤は、兄弟との関係に始まることが多くある。兄弟に障害者がいて不登校になった事例もある。障害のある兄をいじめる弟の事例もある。親兄弟が家族だからといって、障害のある人のすべてを背負い込む必要はない。むしろ、癒されなければならない傷を負いがちになる兄弟も支援の対象である。その点の支援が日本社会の中では十分ではない。教育の現場でも、福祉の現場でも支援システムをつくる必要がある。

(4) 養護学校卒業生の行方不明者

養護学校にいと2,3年に一度の頻度であるが、養護学校から行方不明者の捜索に協力をという依頼の文が、行方不明者の写真とともに送られてくる。在校生の場合もあるが、卒業生の時もある。決して多くはないが、不明者が確実にいるということである。

全国にはどこにいるか分からなくなった失踪者は、2009年度81,644人となっていて、捜索願が出されていた者は、79,936人であった。捜索願が受理されて、一年以内の所在確認数は、72,055人となっている。8千人近くが行方不明のままになっている。

一方、身元不明死者数は、東京都だけで2011年一年間で80人近くに上っている。全

国には過去からの累計で、16,000体の身元不明死者がいるという。¹³⁾

川崎市内でも、ホームレスの人々の中に凍死や病死により身元不明死者は毎年何名かいて、合同慰霊式を行っている。そこには、仏教やキリスト教、神道の宗教者が参加する。

全国の大勢の行方不明者や身元不明死者を思うとき、その一人ひとりの辛い人生の軌跡を思うが、同時にその中に障害者が含まれていないことを願う。障害者の場合は、何と言っても周囲の受け止め方、理解があれば回避できる可能性があるからだ。

今まで見てきた事例から、実はホームレスの人々の中に家族や企業、また施設から縁が切れた障害者が多く含まれているのではないかと想像される。さらにBさんのように、亡くなっていく人もいるだろう。小さなきっかけで、行方不明になったら、そのまま知られることなくホームレスの人々の中で生きて、そしてひっそりと亡くなることもある。

私が経験した行方不明者に次のような例がある。

中学校の特殊学級に在籍していた男子生徒が突然消息を絶った。朝、学校へ行くと行って出たまま、家に戻らない。調べてみたら、財布から3万円が抜き取られていることが判明。彼には軽度の知的障害はあるが、言語コミュニケーション能力はあり、一見では障害者に見えない。顔つきもしっかりしていて、情緒も大きく不安定になることはない。行方不明になるといっても、その原因も見当たらない。

彼は電車に乗ることが好きで、小銭を持たせると一人で東京に行くこともある。今回もそれではないか。今まではなかったが、今回は電車に乗っているうちにどこか迷子になってしまったのではないか。そんな推測が立った。夜になって警察に届けたが、消息はつかめない。行方不明のまま、四日目の朝になって広島警察から連絡が入った。無事に保護していると。母親が広島へ迎えに行った。戻ってきた彼は、真っ黒であった。路上生活をしていたという。どうして広島へ行ったのかの問いには、黙ったままであった。

私にはその理由が分かる気がした。母親との二人暮らしの中で、彼は母親から離れたいと思ったのではない。母親との関係は強く、母親抜きでは生活できないと彼は分かっている。では何がそうさせたのか。母親ば自営業で家には従業員が何人もいつも出入りしていて、夜までみんなと一緒に生活だった。彼は母親を独占したかったのではない。ボクを向いて欲しい。ボクのことを心配して欲しい。その思いが今回の行方不明の背後にあるのではないか。辛いことがあって逃げたのではない。結果に期待をかけたのだ。私にはそんなように思えた。

新設養護学校が開校したばかりの6月。知的障害部門高等部1年生の男子生徒が行方不明になった。下校途中で消息を絶った。保護者からの連絡で全職員による一斉捜索が開始された。百人を超える教師がバスの通路、彼が今まで行ったことのある場所付近を

探した。しかし、6時まで捜索しても手がかりがつかめない。警察には写真を持って捜索願を出している。後は警察に任せるしかない。翌日、早めに学校に着いた私を母親はすでに来ていて待っていた。どこからも連絡はない。校長室に入ると母親は泣き出した。昨日は一睡もできなかったこと、ダウン症の息子は食べ物一切れ、水一滴口にしていない。言葉で何か欲しいと言える子ではない。そんな我が子を思ったら何も口に入らなかったという。一晩ですっかり老け込んだという印象であった。わが子を思う気持ちの強さ、愛情の深さをずっしりと知らされた。

9時になって警察から連絡があり、無事保護したとのこと。母親は号泣した。私たちも泣いた。無事で良かった。警察からは、バス停の近くの脇道の草むらで一晩を過ごしたらしいと聞いた。

知的障害の高等部の生徒は、基本的には自力通学である。将来の社会自立のために、学校までは本人が独りで通うか、保護者が付き添って通う。彼は一人では無理だと、入学前から母親とバスに乗り、バス停で降り、そこから学校へ歩く道を一緒に歩いて通学訓練を重ねてきた。もう大丈夫と判断したときからバス停で母親が待つことはなくなった。しかし、自力通学が確実ではなかったのだ。この判断が間違っていたのだ。もう少し、訓練の積み重ねが必要だったのだ。

彼は無事で良かった。だが、一つ間違えたら、家や学校とは逆方向の道を歩き続け、そのまま行方不明者となる可能性もあった。寄り添う教育と突き放す教育のバランスの取り方は難しい。しかし、それがどっちに転ぶかの基点となるのだ。これは保護者の問題ではなく、障害児教育全体の大きな課題であるのだ。¹⁴⁾

3 考察

ホームレスの中に障害者が多いことが指摘されているが、実際に支援活動に携わり、個々のホームレスとの相談や交わりの中で、障害の実態が見えてくる。本論は養護学校卒業生の事例に絞ったものであり、それ以外の多くの事例は省いているが、中年・老年になったホームレス障害者にとって、セイフティーネットである生活保護受給までいけば安全ということはない。その後も障害者の生活支援として支えるシステムが必要になってくる。

養護学校卒業生のホームレスの事例からは、ホームレスになった背景を知るにつけ、いずれの事例も生育歴や家族関係、福祉施設での対応等にその要因を求めることができる。言ってみれば個別のニーズに合わせた適切な支援があれば、ホームレスになっていないということである。その欠落によって犯罪者になる事例もある。

事例研究を通じて明らかになったことは、次の点である。

一点目は、教育と福祉の連携のあり方である。卒業後に福祉施設に入所・通所した障

害者が何らかの要因でその生活から落ちてホームレスになっていく。家庭での問題や生育歴にある課題などが、十分に引き継がれていたのだろうか。いじめのトラウマのある障害者に施設でいじめと思えるものが起これば、古い記憶がフラッシュバックされて対処不能のパニックに陥ることは想像に難くない。移行支援として重要なケース会議のあり方が問われている。

二点目は、日本社会が障害者やホームレスに対する正しく理解して受け入れるものになっていないという事実である。偏見や差別の対象になっているホームレスの群れの中で憩うことができた障害者の事例かえってそのことを端的に示している。

今日の障害者観の到達点は、障害者自身の健常者化ではなく、障害のあるままで受け入れ、参加させるために周囲が変わることにある。このような障害者観が社会全体に共有されているだろうか。

世界の教育・福祉の大きな潮流は、「インクルーシブな社会」の実現である。様々なニーズがあっても、それを特別視して壁の向こう側に追いやるのではなく、社会全体が包み込んでいく社会が望まれている。新自由主義の考え方に基づく「自己責任論」「厳罰化」によって、「排除」や「非寛容」な社会が形成されていく。

ホームレス障害者は、まさにそのような社会のあり方を示すものとして、私たちの前に立っている。世界的な潮流であるインクルージョンにはほど遠い社会の現実がある。だがどのようなニーズのある人々をも包み込む社会の実現は、ホームレス障害者を生み出さない社会となるであろう。¹⁵⁾

〈注〉

- 1) 高橋智也 2007: インクルージョン時代の障害理解と生涯発達 日本文化科学社 p.65-69
- 2) 鈴木文治他 2020: インクルージョンをめざす学校～地域変革に挑戦する麻生養護学校の試み～大門印刷 p.90-93
- 3) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 2003年: 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告) 文部科学省
- 4) これからの支援教育の在り方検討協議会 2002年: これからの支援教育の在り方(報告) 神奈川県教育委員会
- 5) 文部科学省 2009年: 特別支援学校学習指導要領 文部科学省
- 6) 鈴木文治 2006年: インクルージョンをめざす教育～学校と社会の変革を見すえて～明石書店 p.208-212
- 7) アメリカの社会保障調査(SIPP調査)2005年
- 8) 神奈川県教育委員会 1997年: 盲・ろう・養護学校高等部卒業生の追跡調査のまとめ
- 9) 川崎市役所 2009年: 第2期川崎市ホームレス自立支援実施計画
- 10) 朝日新聞 2010.5.17 朝刊記事
- 11) 宇佐見耕一他 2011年: 世界の社会福祉年鑑 旬報社
- 12) 鈴木文治 2006年: 幸いなるかな、悲しむ者 キリスト新聞社 p.52-72
- 13) 朝日新聞 2009.12.22 夕刊記事
- 14) 鈴木文治 2012年: ホームレス障害者～彼らを路上に追いやるもの～日本評論社 p.65-90
- 15) 鈴木文治 2010年: 排除する学校～特別支援学校の児童生徒の急増が意味するもの～ 明石書店 p.204-226